

安全保障理事会決議 2204 (2015)

2015年2月24日、安全保障理事会第7390回会合にて採択

安全保障理事会は、

イエメンに関する、安保理諸決議 2014 (2011)、2051 (2012)、2140 (2014)、2201 (2015) および 2013年2月15日付 (S/PRST/2013/3) 並びに 2014年8月29日付 (S/PRST/2014/18) の安保理議長諸声明を想起し、

イエメンの統一、主権、独立および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、

現行の暴力および兵器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じる脅威を含む、イエメンにおける現行の政治的、安全上の、経済的並びに人道的課題に懸念を表明し、

対話と協議を通して全ての当事者の相違を解決することを守り、政治的目標を達成するため暴力行為を拒否し、そして挑発行為を自制するというイエメンにおける全ての当事者に対する安保理の呼びかけをくり返し表明し、

イエメンの移行過程を支援する、イエメン担当事務総長特別顧問、ジャマル・ベノマールの活動に対する安保理の支持と公約を表明し、

諸決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に従った委員会により制定されたアル・カーイダ制裁一覧表へのアラビア半島のアル・カーイダ (AQAP) および関連する個人の一覧表掲載を想起しそしてこれに関連してイエメンにおけるテロ活動と闘うことにおける重要な道具としての決議 2161 (2014) の第1項の措置の断固とした実施の必要性を強調し、

同地域からの加盟国がこれに関連して果たすことができる主要な役割を含む、決議 2140 (2014) に従って課された制裁体制の効果的な実施の非常に重要なことに留意しそして協力を一層高めるための取組を奨励し、

イエメンにおける事態が国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定して、

国際連合憲章の第7章にもとづいて行動して、

1. 湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズム、和平および国民協力協定に沿ってそして決議 2014 (2011)、2051 (2012) および 2140 (2014) に従ってまたイエメン国民の期待に関して、包括的な国民対話会議の後の政治的移行の完全且つ時宜を得た実施の必要性を再確認する。

2. 決議 2140 (2014) の第 11 および 15 項により課された措置を 2016 年 2 月 26 日まで更新することを決定し、そして決議 2140 (2014) の第 12、13、14 および 16 項の規定を再確認する。

#### 指定基準

3. 決議 2140 (2014) の第 11 および 15 項の規定は、イエメンの平和、安全または安定を脅かす行為に関与しているかまたは支援を提供しているとして、決議 2140 (014) の第 19 項に従って設立された委員会（以下「同委員会」）により指定された個人または団体に適用されるものとするを再確認する。

#### 報告

4. 決議 2140 (2014) の第 21 項で規定された専門家パネルの職務権限を 2016 年 3 月 25 日まで延長することを決定し、遅くとも 2016 年 2 月 25 日までに職務権限を再検討しそして更なる延長に関して適切な行動をとる安保理の意図を表明し、また事務総長に対し、決議 2140 (2014) に従って設立されたパネルの構成員の専門知識に、適切な場合には、頼って、本決議の採択の日から 13 か月の期間の間、同委員会と協議して、専門家パネルを再設立するために必要な行政的措置を可能な限り速やかに講じることを要請する。

5. 専門家パネルに対し、遅くとも 2015 年 9 月 24 日までに同委員会に中間の最新情報を、そして同委員会との議論の後に、遅くとも 2016 年 2 月 24 日までに安全保障理事会に最終報告書を提出するこ

とを要請する。

6. パネルに対し、安保理の制裁委員会の活動を支援するため安全保障理事会により設立された他の関連する専門家グループ、とりわけ決議 1526 (2004) により設立され決議 2161 (2014) で延長された分析支援および制裁履行監視チームと協力することを指示する。

7. 全ての当事者および全ての加盟国、並びに国際的な、地域的なまた準地域的な機構に対し、専門家パネルとの協力を確保することを促しそして関係する全ての加盟国に対し、専門家パネルが、その職務権限を遂行するために、専門家パネルの構成員の安全およびとりわけ人、文書並びに場所に対する妨害のないアクセスを確保することを更に促す。

8. 本決議において定められた措置の完全な実施を確保するため、必要に応じて、関係加盟国との協議を開催することの重要性を強調する。

9. 全ての加盟国に対し、決議 2140 (2014) の第 11 および 15 項により課された措置の効果的な実施を目的として講じた措置に関して、本決議の採択から 90 日以内に同委員会に報告することを求める。

10. 継続的再検討の下にイエメンの状況を置き続ける安保理の意図そして進展に照らしていつでも必要に応じて、措置の強化、修正、停止または解除を含んで、本決議に含まれた措置の妥当性を再検討する安保理の用意があることを再確認する。

#### 国際連合の関与

11. 事務総長に対し、彼の周旋役割を継続することを要請し、彼の特別顧問、ジャマル・ベノマールの活動に感謝の念をもって留意し、そして移行が成功する一因となるために、湾岸協力理事会、サヌアの大使グループ、および他の関係者を含む、国際的な協力機関との国際連合の緊密な調整の重要性を強調する。

12. 事務総長に対し、移行を支援する国際社会からの援助の調整を続けること、および憲法草案を

完成させ採択し、選挙改革を遂行し、総選挙を行い、そして武装解除、動員解除および再統合並びに治安部門改革のための制度を創設するための国際連合援助に関するものを含む、特別顧問に彼の任務を遂行することを可能にさせるために特別顧問事務所を強化するための選択肢を提案すること更に要請する。

13. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。